

## 大分大学理工学部の組織に関する規程

平成29年4月1日制定

平成29年理工学部規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学法人規則(平成18年規則第4号)、大分大学学則(以下「学則」という。平成16年規則第8号)及び国立大学法人大分大学学部等役職者選考規程(平成16年規程第42号)に定めるもののほか、大分大学理工学部(以下「本学部」という。)の組織等に関し必要な事項を定める。

(理工学部長)

第2条 理工学部長は、本学部の管理運営を総括し、職員を監督する。

(副学部長)

第3条 本学部に、副学部長3人を置く。

- 2 副学部長は、本学部の管理運営を機動的・効率的かつ円滑に行うため、理工学部長の職務の一部を補佐する。
- 3 副学部長は、研究、教務及び入試を担当する。
- 4 教務を担当する副学部長は教務委員長を、入試を担当する副学部長は入試委員長を兼ねるものとする。
- 5 研究を担当する副学部長は、理工学部長が本学部の教授のうちから副学部長適任者を選考し、教授会の議を経て決定する。
- 6 副学部長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 前項の規定にかかわらず、理工学部長の任期を超えることはできない。
- 8 副学部長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(学科長)

第4条 理工学科に、学科長を置く。

- 2 学科長は、次の各号に掲げる事項を掌理するとともに、理工学部長を補佐する。
  - (1) 学科の会議に関すること。
  - (2) 学科の企画に関すること。
  - (3) 学科の教育課程に関すること。
  - (4) 学科の教育に関すること。
  - (5) 学科の学生指導に関すること。
  - (6) 学科の入試に関すること。

- (7) 研究クラスター等との連絡及び調整に関すること。
  - (8) その他学科運営に関し必要な事項
- 3 学科長は、本学部の教授のうちから理工学部長が指名する。
  - 4 学科長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 5 前項の規定にかかわらず、理工学部長の任期を超えることはできない。
  - 6 学科長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(プログラム長)

第5条 理工学科のプログラムに、プログラム長を置く。

- 2 プログラム長は、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) プログラム会議を招集し、その議長となる。
  - (2) プログラムの学生の教育及び生活指導に関すること。
  - (3) プログラムの担当教員の編成及び予算に関すること。
  - (4) 他プログラム等との連絡及び調整に関すること。
  - (5) プログラムの建物の監守及び防火管理に関すること。
  - (6) プログラムの労働安全衛生に関すること。
  - (7) プログラムの省資源及び省エネルギーに関すること。
  - (8) その他プログラムの運営に関し必要な事項
- 2 プログラム長は、各プログラムの教授互選により選考の上、理工学部長が指名する。
- 3 プログラム長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 プログラム長に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(研究クラスター)

第6条 本学部の研究活動を推進するため、次の各号に掲げる研究クラスターを置く。

- (1) 数理情報系研究クラスター
  - (2) 電気電子工学系研究クラスター
  - (3) 機械・メカトロニクス系研究クラスター
  - (4) 応用化学系研究クラスター
  - (5) 環境科学・建築系研究クラスター
- 2 前項各号に規定する研究クラスターに、研究クラスター長を置く。
  - 3 研究クラスター長は、次の各号に掲げる業務を行う。
    - (1) 研究クラスター会議を招集し、その議長となる。
    - (2) 研究クラスターの教員の研究に関すること。
    - (3) 研究クラスターの担当教員の編成及び予算に関すること。
    - (4) 他研究クラスター等との連絡及び調整に関すること。

(5) 研究クラスターの建物の監守及び防火管理に関すること。

(6) 研究クラスターの労働安全衛生に関すること。

(7) 研究クラスターの省資源及び省エネルギーに関すること。

(8) その他研究クラスターの運営に関し必要な事項

4 研究クラスター長は、各研究クラスターの教授互選により選考の上、理工学部長が指名する。

5 研究クラスター長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

6 研究クラスター長に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、本学部の組織等に関し必要な事項は、理工学部長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間、本学部に置く副学長に運営戦略担当の副学部長を加える。

3 前項の運営戦略担当の副学部長については、第3条第2項及び第5項から第8項の規定を適用する。

4 第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間、本学部に置く副学部長に運営戦略担当の副学部長を加える。

5 前項の運営戦略担当の副学部長については、第3条第2項及び第5項から第8項までの規定を適用する。

6 第3条第1項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までの間、本学部に副学部長1名を加える。

7 前項の副学部長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

8 第6項の副学部長については、第3条第2項から第5項まで及び第8項の規定を適用する。

附 則 (令和4年理工学部規程第2号)

この規程は、令和4年4月1日から施行し、この規程による改正後の大分大学理工学部の組織に関する規程は、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年理工学部規程第4号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年理工学部規程第2号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。